

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（素案）に対する
パブリックコメント(意見公募)手續の実施結果について

案 件 名	函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（素案）
募 集 期 間	平成 26 年 11 月 4 日～12 月 3 日
担 当 課	函館市企画部企画管理課
意見提出者数	1 名（1 件）

「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

○函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（素案）

に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>指定基準が団体にとってハードルが高いと感じると手續申請に二の足を踏んでしまうので、基準環境を函館市の NPO 法人の活動実態に即して整えてほしい。</p> <p>・「3,000 円以上の寄附者が年 50 人以上」⇒「年平均 50 人以上」もしくは「年 30 人以上」</p>	<p>公益性要件の基準につきましては、北海道や他都市の基準等も参考としながら、国の認定 NPO 法人の P S T 基準の 2 分の 1 としたところです。</p> <p>なお、「3,000 円以上の寄附者が年 50 人以上」とあるのは、実績判定期間における平均で判定することとしておりますので、ご意見にあります「年平均 50 人以上」となるものです。</p>

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません
結果の配布場所	企画部企画管理課（市役所本庁舎 6 階）
お問い合わせ先	企画部企画管理課 TEL 0138-21-3621 FAX 0138-23-7604 E-mail:kikaku.public@city.hakodate.hokkaido.jp